

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## 目次

◆告示  
建設業者の更新登録  
種畜の廃用  
種畜証明書の書換交付  
母樹林の解除  
建設業者の登録まつ、消  
建設業者の変更登録  
建設代理業者の変更登録  
建築代理業者の登録

登録番号	登録年月日	商号又は名称
鳥取県知事登録 (は)第二〇三号	昭和三十年 一月二十二日	米子機工株式会社
〃 第二三五号	〃 一月十日	株式会社 大榮組
〃 第二三六号	〃 一月二十三日	因幡建設株式会社
〃 第二三七号	〃 一月二十六日	谷 本 組

◆教委告示  
臨時教育委員会の招集

◆公告  
県有財産の公売

◆雑報  
市町村職員共済組合の役員の退任

## 告示

鳥取県告示第百五十四号  
建設業法（昭和二十四年法律第百号）第八条の規定によ  
り、次のように建設業者登録簿に更新登録した。  
昭和三十年四月五日  
鳥取県知事 遠 藤 茂

主たる営業所所在地	申請者氏名
米子市加茂町一丁目九三	増本 幸一
西伯郡大山村大字坊領四二六	杉谷 晃
八頭郡智頭町智頭五九四	米井 信夫
倉吉市上米積四五九	谷 本 兼 藏

鳥取県告示第百五十五号  
次の種畜は廃用された。

昭和三十年四月五日

鳥取県知事 遠 藤 茂

種畜証明書番号 名号 品種 飼養者住所氏名

昭二九鳥取二 波風 黒毛和種 鳥取県西伯郡境港町 角野 康治  
第一四号

種畜証明書番号 名号 品種 旧飼養者住所氏名

昭二九鳥取二 第二号 武 黒毛和種 鳥取県西伯郡名和町 光徳農業協同組合 西村 鶴吉

四号 保次 名和町 角田 義次 鳥取県米子市別所 横山 頼介

六七号 栄広 所子村 船原 典 西伯郡逢坂村 高見 豊蔵  
名和町 角田 義次

鳥取県告示第百五十七号

林業種苗法(昭和十四年法律第十六号)第八条第一項の規定により次の母樹林の指定を解除した。

昭和三十年四月五日

鳥取県知事 遠 藤 茂

登録番号 母樹林別 樹種 本数 所 在 地 所有者

鳥第一三三号 母樹林 赤松 五一本 岩美郡岩美町大字岩本字綿布谷二二九六 一二九七 石川 大直

鳥取県告示第百五十八号

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第四条第三項の規定による更新の登録申請がなかつたので、同法第十五条第一項の規定により、建設業者登録簿から、次のように登録をまつ、消した。

昭和三十年四月五日

鳥取県知事 遠 藤 茂

登録番号 登録年月日 商号又は名称 主たる営業所所在地 申請者氏名 登録まつ、消年月日

鳥取県知事登録(ろ)第二四二号 昭和二十八年 上山 組 岩美郡福部村大字矢谷三九 上山 重吉 昭和三十年 二月十三日

鳥取県告示第百五十九号

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第十三条の規定による変更届につき、次のように建設業者登録簿に昭和三十年三月十四日変更登録した。

昭和三十年四月五日

鳥取県知事 遠 藤 茂

登録番号 登録年月日 商号又は名称 主たる営業所所在地 申請者氏名

鳥取県知事登録(は)第三六号 昭和二十八年 十月十九日 (新)杉本建設株式会社 八頭郡智頭町智頭四〇六 取締役社長 杉本 義実 (旧)中国土建株式会社

鳥取県告示第百六十号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第十三条の規定による変更届につき、次のように建設業者登録簿に昭和三十年三月二十二日変更登録した。

昭和三十年四月五日

鳥取県知事 遠藤 茂

登録番号 登録年月日 商号又は名称 主たる営業所所在地 申請者氏名

鳥取県知事登録 昭和二十八年 八月一日 (旧)同和土建企業組合 (新)相互土建企業組合 鳥取市元大工町四五 (旧)中村貞市 (新)田村政一

鳥取県告示第百六十一号

鳥取県建築代理業条例（昭和二十五年十二月鳥取県条例第五十五号）第七条第一項の規定に基く変更届につき、次のように鳥取県建築代理業者名簿に変更登録した。

昭和三十年四月五日

鳥取県知事 遠藤 茂

登録番号 登録年月日 事務所所在地名称 業務管理者

一三一 二八、八、一 兵庫県神崎郡寺前村銀治三二二の五 株式会社 藤原組 一級建築士 茂  
鳥取県鳥取市東品治町一〇の九 藤原 為二 河部

鳥取県告示第百六十三号

鳥取県建築代理業条例（昭和二十五年十二月鳥取県条例第五十五号）第六条第一項の規定により、鳥取県建築代理業者名簿に次のように登録した。

昭和三十年四月五日

鳥取県知事 遠藤 茂

登録番号 登録年月日 事務所々左地名 業務管理者

三一〇 三〇、四、五 鳥取県岩美郡大成村大字木原七九 (杉本建設株式会社鳥取出張所) 一級建築士 岡本 亀男  
同 右 岡本建築士事務所 岡本 亀男

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第十七号  
定例教育委員会を次のとおり招集する。

昭和三十年四月五日

鳥取県教育委員会委員長 三木 順治

日時 昭和三十年四月五日 午前十一時

場所 鳥取県教育委員会会議室

議題 人事について

公告

次のとおり鳥取県西伯郡境港町字上道鳥取県立境水産高等学校練習船「朝風丸」を一般競争入札により売却する。

昭和三十年四月五日

鳥取県知事 遠藤 茂

物件名 練習船「朝風丸」

物件の所在地 鳥取県西伯郡境港町に繋留中

